

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等での対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)			内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等			
ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	41	ガス事業法の特定供給要件の緩和	<p>一般ガス事業者の供給区域内において、下記の代替措置等の実施を条件に企業間で行うガス融通事業者を省令で定める密接な関係を有する者としてみなし、特定供給としての融通を可能としていただきたい。</p> <p>また、一般ガス事業者の供給区域外においても、下記の代替措置等を実施することを条件に、融通事業者を省令で定める密接な関係を有する者としてみなすことで準用事業としての融通を可能としていただきたい。</p> <p>【代替措置等】 融通企業同士が契約に基づき責任を明確にした上でオフガス融通事業を行う。</p>	ガス事業法の特定供給要件の緩和	経済産業省 ガス市場整備課	ガス事業法施行規則第4条	A-1	内閣官房が共同省令を実施するタイミングに合わせることも含めて、できるだけ早期に実施する。	できるだけ早期に法令等の改正の内容の検討を行う。	先方の要望にあるガス事業法施行規則第4条の密接関連性要件の緩和に関し、水島コンビナートにおける「バーチャル・ワン・カンパニー」として、厳しいコンビナート間国際競争の中で、競争優位性を維持していくためには、当該要件についてコンビナート内で弾力的に運用することが妥当であると判断したことから、総合特区内の事業所間におけるオフガス融通であることを前提に、当該融通を行う企業間に密接関連性があるものとみなすこととして、共同省令又は関係通達の改正によって手当する。		a			I	
ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	53	道路法の特定期路における車両の重量規制の緩和	<p>コンビナートの発展に必要な物流機能を確保しつつ、環境へも配慮する必要があるため、下記の代替措置等の実施を条件に、特定経路においては重量規制を緩和(総重量62トン、軸重12トン程度)していただきたい。</p> <p>【代替措置等】 事業者が事前に道路構造等の調査を実施し、調査結果に基づき道路管理者が施設の安全性を確認するとともに、必要に応じて道路管理者及び事業者が舗装の維持、修繕等に係る費用の負担等に関して協議する。</p>	道路法の特定期路における車両の重量規制の緩和	国土交通省道路局道路交通管理課 道路局国道・防災課道路保全企画室	道路法第47条の2	D	-	-	自治体が提案する重量規制の緩和について、道路法第47条の2第1項に基づき、道路管理者が車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ない認めるときは、当該道路管理者は、申請に基づいて、通行経路等について、道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するために必要な条件を附して、車両制限令で定める最高限度又は同法第47条第3項に規定する限度を超える車両の通行を許可することは可能。		b	水島コンビナート総合特区では、トレーラの最大積載量の範囲内で複数個の製品を積載(この場合車両総重量66トン程度、軸重12トン程度)となるし、輸送を可能にすることで立地企業のコスト削減を支援したいと考えている。 下記①～③の条件が認められるのであれば了解する ①総合特区においては、この事例が貴省の示された「車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるとき」に該当するとの見解が示される。 ②平成6年9月8日建設省道交発第70号建設省道路局道路交通管理課長通達(最終改正平成16年3月1日国道交第142号及び同国道企第133号)が、特区に限って緩和される。 ③道路運送車両の保安基準について、特区内の特定経路に限っては、「分割可能貨物基準緩和最大積載量」は、「単体物品基準緩和最大積載量」まで緩和される。	提案者が提示している3つの条件の可否について、検討が必要。	II	
ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	54	道路運送車両法の特定期路における臨時ナンバープレートの取り付け免除	<p>下記の代替措置等の実施を条件に、工場から埠頭までの特定期路において臨時ナンバープレートの取り付けを免除していただきたい。</p> <p>【代替措置等】 埠頭までの完成車輸送作業中であることが分かるようにワッペン等を車両又は運転者に取り付け、表示する。</p>	道路運送車両法の特定期路における臨時ナンバープレートの取り付け免除	国土交通省自動車情報課	道路運送車両法第36条の2 道路運送車両法施行規則第26条の6	D	-	-	本来ナンバープレートは道路運送車両法に基づく検査・登録を受けそれを外形的に表示する役割を有しており、商品車のように未だ検査登録を受けていないような自動車については例外措置として臨時運行許可又は回送運行許可を受け、その際に交付された番号標を装着し外部に表示することで、その役割を果たしているところである。今回、自治体から提案があった商品車の回送にあたり、傷が付くので番号標の装着を免除して欲しいという要望については平成16年に特区要望を受けており、その際に金属製の番号標のみならず、樹脂製の柔軟化回送番号標を導入すべく道路運送車両法施行規則を改正し対応してきたところである。この柔軟化番号標については、金属製の番号標とは異なり、素材が柔らかく(初心者マークのようなもの)ネジ止めをする必要がなく、脱着も簡易であることから回送運行事業者からも好評であり、平成22年度の緊急経済対策特区要望で使用範囲を拡大して欲しいという要望を受け、使用制限を撤廃したところである。よって国としてはこの柔軟化プレートを使用することで提案内容は解決できると考える。		c	本県の提案は、柔軟化プレートも含む回送運行許可番号標の取り付け免除であり、柔軟化プレートの使用で提案内容は解決できるとする貴省の見解は、課題(プレートの着脱の省路によるコスト削減)を解決することにならないので同意できない。 本県の提案は、回送運行許可番号標の取り付け取りはずしに伴う一連の作業が生産コスト増の要因になっていることから、同様の取り付けの免除をコンビナート内の特定の経路に限って求めているものであり、自社有地内に輸出バースや出荷拠点があるのと同様の効果を発揮させ、競争力を強化しようというものである。 規制・制度改革を区域限定で実施することで地域を活性化させる総合特区法の趣旨及び総合特区法の活用も含め大胆な規制・制度改革により地域における社会経済を活性化を戦略に位置づけている「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定)の趣旨に則り、回送運行許可番号標の取り付け免除に必要な代替措置について具体的な協議を進めていただきたい。 本県の代替措置案は別紙のとおり。	柔軟化プレートの着脱を不要とすることによるコスト削減効果や、特例の対象となる区域の実際の交通事情等の具体的なデータを踏まえつつ、柔軟化プレートの着脱の要否について、柔軟化プレートの着脱を不要とした場合の代替案や専門的技術的評価も含め、さらなる検討が必要。	III	
ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	55	港則法及び関税法による水島港に寄港する船舶の錨泊地の利用基準の緩和	<p>下記の代替措置等の実施を条件に、各錨地の利用基準を緩和し、錨泊可能船舶を拡大するとともに、不開港である検査錨地へ入港できる許可基準を緩和(不開港入港手数料の免除)することで、錨泊しやすき環境を整備していただきたい。</p> <p>【代替措置等】 錨地内での低速航行による接触事故防止策等、安全対策を徹底する。</p>	港則法及び関税法による水島港に寄港する船舶の錨泊地の利用基準の緩和	財務省	関税法第20条 関税法基本通達20-5	F		平成24年6月末までに是非を検討	①～③ 外国貿易船が不開港に入港する際に税関長の許可(以下「不開港入港許可」という。)を受けなければならないこととしているのは、覚醒剤、銃器等の密輸出入等の取締上の必要からである。 本提案は、企業側の都合(製品の製造待ち等)により不開港に入港した場合における不開港入港許可を不要とすることを求めるものであるが、これについては、税関における取締上の観点から慎重な検討が必要なものとする。 ④ ①～③の内容を踏まえ、条件提示又は代替案の提示の可否も含め検討 ⑤ 省内において検討		a	6月末の段階の条件提示又は代替案の提示も含めた検討結果として、双方納得できる結論を得たいと考えており、提案した内容がその趣旨をご理解頂いた上で実現されるよう水島港の特殊性に関する補足説明や実情の情報提供等を、必要に応じて積極的に行いたいと考えている。 岡山県としても、覚醒剤、銃器等の密輸出入等の取締上の観点について、問題点の把握を行いたいと考えており、財務省との積極的な情報交換をお願いしたい。	財務省は提示した期限までに速やかに検討を行うとともに、必要に応じて提案者に検討状況等に係る情報提供を行う。 仮に取組みの実現が困難であることが明らかとなった場合には、改めて協議を行う。	II	
ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	55	港則法及び関税法による水島港に寄港する船舶の錨泊地の利用基準の緩和	<p>下記の代替措置等の実施を条件に、各錨地の利用基準を緩和し、錨泊可能船舶を拡大するとともに、不開港である検査錨地へ入港できる許可基準を緩和(不開港入港手数料の免除)することで、錨泊しやすき環境を整備していただきたい。</p> <p>【代替措置等】 錨地内での低速航行による接触事故防止策等、安全対策を徹底する。</p>	港則法及び関税法による水島港に寄港する船舶の錨泊地の利用基準の緩和	厚生労働省検査所業務管理室	検査法	Z	-	-	検査錨地の利用基準については、厚生労働省ではなく内海水先人区水先人会が水域の安全性を考慮したうえで定めている基準であることから、指定自治体と内海水先人区水先人会が調整すべき事案である。なお、前回回答したとおり、錨泊していた船舶が検査の妨げにならないことが担保されるのであれば、自治体と水先人会の調整の結果として検査錨地の基準を緩和することについて、当省として異論はない。		a	ご意見の趣旨は了解する。		I	

内閣府整理 I：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II：提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)				国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等			
ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	41	ガス事業法の特定期間供給要件の緩和								A-1	-	I
ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	53	道路法の特定期間における車両の重量規制の緩和		D	-	-	特区内の特定期間につき、事業者等が費用負担をし、当該経路にある橋梁等の補強や維持修繕等を実施するなど必要な措置を講じ、構造設計上、当該車両の通行が耐えられると道路管理者が認めた場合、道路法第47条の2第1項に基づき、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して許可することができる。 ①について、法律上「車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ない」事例にあたるかの具体的判断は道路管理者に委ねられる。 ②について、補助国道(一般国道の路線を指定する政令で指定する区間外の国道)・県道・市道は各自自治体が管理する道路である。したがって、本通達は技術的助言にとどまるものであり、各自自治体を拘束するものではない。	①②a ③b	①についての「具体的判断は道路管理者に委ねられる」、②についての「各自自治体を拘束するものではない」との貴省の見解を了解する。 ③については、道路運送車両法に係る提案とするが、本年秋頃の特区計画認定に間に合うよう早急な対応をお願いしたい。なお、必要な安全対策について協議する。	D	岡山県が示した①②については自治体の要望は実現可能となったため協議終了。③については、追加提案としての提出を受け、速やかに別途協議を行うこと。	①②… I ③… IV
ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	54	道路運送車両法の特定期間における臨時ナンバープレートの取り付け免除		CF	-	-	回送運行許可番号標の取付免除については、その後の協議において、回送車両においても、何らかの外形的表示が必要であることはご理解頂けたものと認識しており、現在、課題とされている着脱作業を軽減するための、具体的表示方法等について検討を行っているところであり、自治体の提案も踏まえ検討を深めてまいりたい。	b	本件については、当方が提案する回送運行許可番号標の取付免除と、国の外形的表示の必要性の主張との隔たりが大きいため、小委員会において、回送運行許可証のフロントガラスへの掲示が、現実的な合意案として示されたことと認識している。 この案は、コスト(時間、費用)をかけないこと何らかの表示をすることが両立できる方法と考えており、この案の実現について、早期の結論が得られるよう、具体的なスケジュールやそのプロセスについてご教示願いたい。	CF	自治体の希望する、着脱作業の軽減について、実現のためには、具体的表示方法の検討が必要であり、6月中を目途に結論を出すよう、引き続き協議すること。	II
ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	55	港則法及び関税法による水島港に寄港する船舶の錨泊地の利用基準の緩和		F	-	平成24年6月末までに是非を検討 ①~③ 外国貿易船が不開港に入港する際に税関長の許可(以下「不開港入港許可」という。)を受けなければならないこととしているのは、覚醒剤、銃器等の密輸出入等の取締上の必要からである。 本提案は、企業側の都合(製品の製造待ち等)により不開港に入港した場合における不開港入港許可を不要とすることを求めるものであるが、これについては、税関における取締上の観点から慎重な検討が必要なものと考えられる。 ④ ①~③の内容を踏まえ、条件提示又は代替案の提示の可否等も含め検討 ⑤ 省内において検討	b	本提案は、水島コンビナートの競争力強化に不可欠であり、実現に向け、前向きな対応を強く願います。	F	財務省は、提示してきたとおり6月末までに速やかに検討を行うとともに、必要に応じて提案者に検討状況等に係る情報提供を行う。仮に取組の実現が困難であることが明らかとなった場合には、改めて協議を行う。	II	
ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	55	港則法及び関税法による水島港に寄港する船舶の錨泊地の利用基準の緩和								Z	-	I

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	55	港則法及び関税法による水島港に寄港する船舶の錨泊地の利用基準の緩和	下記の代替措置等の実施を条件に、各錨地の利用基準を緩和し、錨泊可能船舶を拡大するとともに、不開港である検査錨地へ入港できる許可基準を緩和(不開港入港手数料の免除)することで、錨泊しやすい環境を整備していただきたい。 【代替措置等】 錨地内での低速航行による接触事故防止策等、安全対策を徹底する。	港則法及び関税法による水島港に寄港する船舶の錨泊地の利用基準の緩和	国土交通省海上保安庁交通部安全課 国土交通省海事局海技課	港則法第5条	F			委員会において提案内容についての結論が得られ次第速やかに対応 地元関係者の調整が整いやかに委員会を開催し、提案内容についての結論を得る。 ① 現時点で指定自治体の提案どおりに規制改革に着手できない理由 現在の港内の錨泊地の利用基準は、岡山県も含めた地元関係者により構成された「水島港海上交通安全対策委員会」において合意された基準であり、当該基準の緩和については、地元関係者との調整や安全性の確認が必要なことから、即時に利用基準を変更することは困難である。 ② 現時点で条件提示または代替案を提示できない理由 上記①と同様の理由により、条件提示または代替案を提示できない。 ③ 検討する際の論点 岡山県から提示された利用基準が、水深、気象海象、周辺の船舶交通の輻輳度及び港内の船舶運航の利用実態等を踏まえた安全な基準であるか検討する必要がある。 ④ 検討の方向性 上記③を検討後、検討結果を踏まえ、利用基準の必要な変更を行う。 ⑤ 検討の場・方法 水島港における利用基準は、「水島港海上交通安全対策委員会」において合意されていることから、再度、同委員会において、岡山県から提示された利用基準を検討することとなる。 ※港域外の錨地(検査錨地)の利用基準については、水先人の引き受け基準によるものであり、港則法の適用はない。 ○新たな規制の特例措置等の提案内容中、水先引受基準に係るものについては、事務局を通じたこれまでの確認過程及び実務者レベル打合わせにおいて、「当該基準は民間事業者の契約上の内部基準にすぎず、国による規制でない」旨を申請者が理解していることを既に確認しており、左の提案に対する対応、実施時期、スケジュールに関して、国がその担当として見解を述べることは困難。		b	「水島港海上交通安全対策委員会」において、提案内容についての合意が得られ次第速やかに対応し結論を得るとのご見解であるので、総合特区提案として利用者の調整や安全性の確認ができれば認められると認識してよいか。 規制改革への着手時期の延期については了解するが、今後の具体的対応時期について、見直しをご教授願いたい。 地元自治体としても、関係企業、水島海上保安部との連絡を密にししながら、利用調整に対して協力し、「水島港海上交通安全対策委員会」が早期に開催され、総合特区提案が実現するよう対応してまいりたい。 また、港域外に関するご意見の趣旨は了解する。	地元協議を精力的に進めて頂きたい。	II
ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	57	海上交通安全法による備讃瀬戸航路の船舶に対する航路航行制限の緩和	錨泊とはみなされないこませ網漁を回避し、漁業者と通航船舶の双方の安全が確保される場合に限る、備讃瀬戸航路を航行する船舶について、一時的な航路外への航行を認めていただきたい。	海上交通安全法による備讃瀬戸航路の船舶に対する航路航行制限の緩和	内閣官房地域活性化統合事務局	総合特区法第31条	Z	-	-	ご提案の規制の特例措置の適用が想定される区域の範囲は、貴自治体の申請に基づき内閣総理大臣が指定した区域の範囲外と考えられるため、当該提案に基づく新たな措置を講ずることができません。 総合特区法第31条では、「地方公共団体が単独で又は共同して行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて次の基準に適合するものについて、地域活性化総合特別区域として指定することができる」とされており、ご提案の規制の特例措置の適用が想定される区域の自治体と共同で申請していただいた上で、ご提案の規制の特例措置が適用される区域の範囲も含めて区域拡大に係る変更を行うことで、協議を行うことは可能と考えています。 なお、提案内容については規制の所管省庁(国土交通省)にも提示しているところ です。		b	本提案の扱いについては、申請時の経緯のとおり、水島コンビナート総合特区の推進において重要な事項であることから、引き続き、関係省庁との協議の場を設けることにお力添えを頂きたい。		II

内閣府整理 I：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの（今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの） II：提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解（5/9時点） （A-1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2：全国展開で実施、B：条件を提示して実施、C：代替案の提示、D：現行法令等で対応可能、E：対応しない、F：各省が今後検討、Z：指定自治体が検討）			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答（5/18時点） （a：了解 b：条件付き了解 c：受け入れられない d：その他）		省庁の最新見解	内閣府再整理（コメント欄） （6/1時点）	内閣府再整理 I～IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応			
ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	55	港則法及び関税法による水島港に寄港する船舶の錨泊地の利用基準の緩和		F		<p>① 現時点で指定自治体の提案どおりに規制改革に着手できない理由 現在の港内の錨泊地の利用基準は、岡山県も含めた地元関係者により構成された「水島港海上交通安全対策委員会」において合意された基準であり、当該基準の緩和については、地元関係者との調整や安全性の確認が必要なことから、即時に利用基準を変更することは困難である。</p> <p>② 現時点で条件提示または代替案を提示できない理由 上記①と同様の理由により、条件提示または代替案を提示できない。</p> <p>③ 検討する際の論点 岡山県から提示された利用基準が、水深、気象海象、周辺の船舶交通の輻輳度及び港内の船舶運航の利用実態等を踏まえた安全な基準であるか検討する必要がある。</p> <p>④ 検討の方向性 上記③を検討後、検討結果を踏まえ、利用基準の必要な変更を行う。</p> <p>⑤ 検討の場・方法 水島港における利用基準は、「水島港海上交通安全対策委員会」において合意されていることから、再度、同委員会において、岡山県から提示された利用基準を検討することとなる。</p>	a	「水島港海上交通安全対策委員会」を速やかに開催し利用者の同意を得る利用基準の変更を行っていただきたい。なお地元自治体としても水島海上保安部との連携を密にし、「水島港海上交通安全対策委員会」の開催に向け、利用者間の調整が図られるよう協力してまいりたい。	F	国交省は、委員会を開催し、提案内容についての結論を得ることとしており、自治体も了承したことから協議終了。岡山県側の準備が整い次第、速やかに「水島港海上交通安全対策委員会」の開催を行うこととする。	I
ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	57	海上交通安全法による備讃瀬戸航路の船舶に対する航路航行制限の緩和		Z	-	<p>ご提案の規制の特例措置の適用が想定される区域の範囲は、貴自治体の申請に基づき内閣総理大臣が指定した区域の範囲外と考えられるため、当該提案に基づく新たな措置を講ずることができません。 総合特区法第31条では、「地方公共団体が単独で又は共同して行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であって次の基準に適合するものについて、地域活性化総合特別区域として指定することができる」とされており、ご提案の規制の特例措置の適用が想定される区域の自治体と共同で申請していただいた上で、ご提案の規制の特例措置が適用される区域の範囲も含めて区域拡大に係る変更を行うことで、協議を行うことは可能と考えています。 なお、提案内容については規制の所管省庁（国土交通省）にも提示を行うとともに協議要請についても伝えていくことから、地元において総合特区制度とは別に関係者間の協議の働きかけを進めて下さい。</p>	b	地元においても本件対応に向けた関係者間の協議を今後も継続して進めることとしているが、本提案は、申請時の経緯のとおり、ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区の推進において重要な事項であり、本件の解決は、この総合特区の枠組の中で行いたいと考えていることから、引き続き、関係省庁との協議の場を設けることにお力添えをいただきたい。	Z	提案内容については規制の所管省庁（国土交通省）にも提示を行うとともに協議要請についても伝えていくことから、地元において総合特区制度とは別に関係者間の協議の働きかけを進めること。	IV